

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 2 月 20 日 (火) 第 7 8 6 4 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定の解除 (146) (防災危機管理課) . . . . . 2
	森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更 (147) (森林保全課) . . . . . 2
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (148) (〃) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (149~152) (〃) . . . . . 2
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 146 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項の規定による指定地方公共機関としての指定を次のとおり解除したので、告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定地方公共機関の名称	指定を解除した日
医療法人厚生会 米子中海病院	平成 19 年 2 月 15 日

## 鳥取県告示第 147 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 148 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第 3 項において準用する同法第 7 条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 149 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字猪殺海側2175の1から2175の8まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字大欠ケ2144、2145の1、2147の2、2149の1、字小水無口2160の1、2163から2165まで、字大股2167の2、字大水無谷一ノ谷向側2174の3、2174の4、字猪殺海側2176の1から2176の9まで、字立曲ケ海側2177の1から2177の7まで、字立曲ケ山側2179の1から2179の4まで、2180の1から2180の11まで、字生鯖2189の1から2189の3まで、2190の1から2190の12まで、2191の1、2191の2、字大水無谷山側2192の3、2192の4、2192の11、字大水無谷2193の2から2193の4まで、2197の2、字猪殺向2184の5、2184の6、字戸張口ノ内猪隠谷2213の1、2213の2、字床尾谷ノ内山神上ミ2214、字床尾谷ノ内平ル左近2215の2から2215の9まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字小猿毛口1371、1372、字大猿毛1395

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第150号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月20日

鳥取県知事 片山善博

**1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡智頭町大字芦津字迎山603から611まで、613から615まで、618から649まで、651から653まで、字河谷655から657まで、657の1、658から664まで、666から672まで、674の2、674の3、675から694まで、696、697、698の1、700、字丸淵701の1、702から706まで、708、字小雲ガ平ラ709、711から715まで、716の1から716の3まで、717の2、717の6、718、719、721から723まで、725、726、728から730まで、730の1、732から737まで、738の1、738の4、字岸ノ上739の2、740、741の1、742の6、742の7、743の1、743の2、743の5から743の7まで、744の1、746、748から755まで、757、758の1、758の2、759から766まで、766の2、766の3、767、767の1、769から774まで、776、字カツラガ谷ヨリ大東仙783の1、字倉谷上へ786から792まで、794、795、800から805まで、806の1、806の2、807から811まで、812の1、812の2、813の1、815から817まで、817の1、818、819の1、819の2、821から827まで、828の1から828の4まで、829の1から829の5まで、830の1、830の2、831の1、832の1、832の2、833、834の1から834の4まで、835、836、838から840まで、字倉谷下モヒラ841から843まで、843の1、844、847、848、848の1、849、850、852の1、853の1、字上ミノ山861の1、866、字寺谷上へ867、875から883まで、885、886、888、889、891から894まで、字谷川上へ902、903、903の1、904、905、918から922まで、922の2、923、924、924の1、925、925の1、925の2、926、927の1、927の2、928の1、929から932まで、932の1、933から937まで、937の1、938から947まで、字山根上へ948の1、948の2、950から954まで、955の2、957、958、962、963、965、967から969まで、970の1から970の3まで、971から980まで、983、985の1、985の2、988の1、990、990の1、字上桑原999から1001まで、1002の1、1002の2、1003、1006から1018まで、1020から1031、1032の1、1032の2、1033の1、1034の1、1034の2、1035の1、字桑原下平1036から1040まで、1040の1、1041から1049まで、1051の1、1051の2、1052から1054まで、1054の1、1055から1058まで、字小坂上へ1059から1064まで、1064の1、1065から1068まで、1069の1から1069の3まで、1070の1、1074の1、1075の1、1076、字虫谷上へ1077、1078の1、1084、字虫谷下奥1107の2、1107の4、1108の1、1109の1、1122、字虫谷下口1148から1154まで、1155の1、1156

**2 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第151号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字天谷上ミ平765の1、765の2、766、字天谷南平767の1（次の図に示す部分に限る。）、767の6から767の9まで、767の11、767の17から767の23まで、大字高橋字巖峯寺1の1、1の2、2から4まで、5の1から5の3まで、6、大字東小鹿字ズンバイ谷1189の1、1189の3、1189の9、1189の20、1189の21、1201、1202の1、1202の3から1202の20まで、字大谷平1252の1、1252の7から1252の14まで、1255、1256の1から1256の3まで、字後口山1396の1、1396の3から1396の5まで、字松露谷1397の1、1397の2、1398の1から1398の4まで、大字神倉字後口山1173、1174の1、1174の2、1175の1から1175の37まで、1175の40、字那倉1179の1、1179の3から1179の6まで、1179の9から1179の16まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 152 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字若杉178の64、1219、字経塚663、字大峰728の16、字帝釈寺1128の1、1129の20、字鉄山屋敷1196の1から1196の3まで、1197の1、大字田代字真山675の3、字呑水谷740

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

## 公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
  - (1) 二等陸士：若干名（男性）
  - (2) 二等海士：若干名（男性）
  - (3) 二等空士：若干名（男性）
- 2 募集期間  
平成 19 年 3 月 1 日（木）まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
  - (1) 試験期日  
平成 19 年 3 月 2 日（金）
  - (2) 試験種目  
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査
  - (3) 試験場  
米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定  
平成 19 年 3 月上旬
- 5 採用予定  
平成 19 年 3 月下旬から 4 月上旬まで、7 月又は 8 月
- 6 応募資格  
平成 19 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 7 問合せ先
  - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
  - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
  - (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
  - (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
  - (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）